

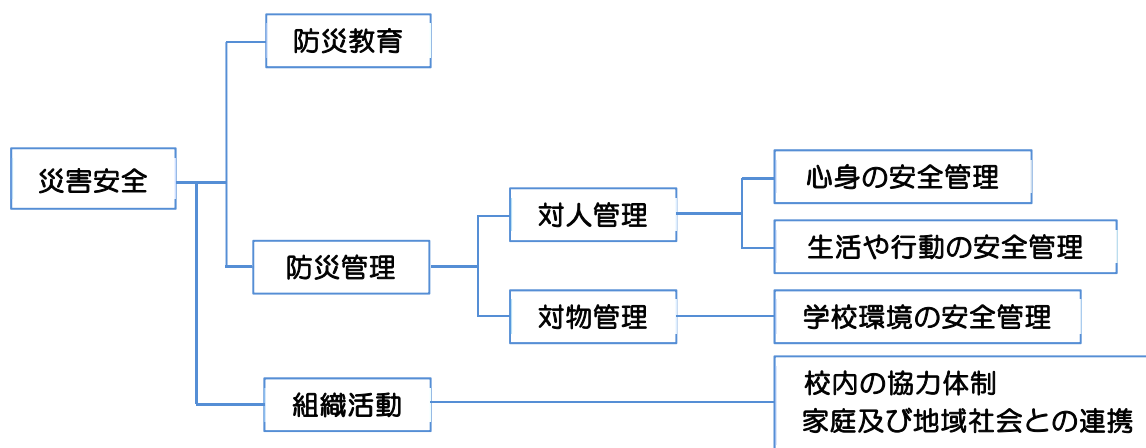
1 防災教育・防災管理・災害安全に関する組織活動

安全とは、心身や物品に危害をもたらす様々な危険や災害が防止され、万が一、事件事故災害が発生した場合には、被害を最小限にするために適切に対処された状態である。

人々が自他の安全を確保するためには、個人だけではなく社会全体として安全意識を高め、すべての人々が安全な社会を築いていくために必要な取組みを進めていかなければならない。

学校安全の活動は、児童生徒等が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることをめざす「安全教育」と、児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えることをめざす「安全管理」、そして両者の活動を円滑に進めるための「組織活動」という三つの主要な活動から構成されている。

学校安全の領域としては、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の三つの領域からなり、「災害安全」は、学校安全の構造に準じて、次の図のように整理することができる。



1 防災教育

防災教育には、防災に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、働かせることによって防災について適切な意思決定ができるようにすることをねらいとする側面がある。また、一方で、当面している、あるいは近い将来予測される防災に関する問題を中心に提起、安全の保持増進に関する実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成をめざして行う面もある。防災教育は、児童生徒等の発達の段階に応じ、この2つの側面の相互の関連を図りながら、計画的、継続的に行われるものである。

このことを、教育課程の領域に即して考えてみると、主として、前者は体育科・保健体育科をはじめとして、社会科（地歴・公民）・理科・生活科などの関連した内容のある教科や総合的な学習の時間などで取り扱い、後者は、特別活動の学級（ホームルーム）活動や学校行事などで取り上げられることが多い。なお、道徳教育は、生命の尊重をはじめ、きまりの遵守、公德心、公共心など、安全な生活を営むために必要な基本的な内容の指導を行うこととされており、安全にとって望ましい道徳的態度の形成という観点から、防災を含む安全教育の基盤としての意義をもつ。

学習指導要領では、その総則において、安全に関する指導について規定されており、学校においては、児童生徒等の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通して適切に

行われるよう、関連する教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等における教育内容の有機的な関連を図りながら行う必要がある。

また、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において安全に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう、開かれた学校づくりや家庭や地域と連携した防災活動の展開に努め、地域ぐるみの防災教育を推進することも重要である。

2 防災管理

防災教育を効果的に推進することと併せて、防災管理の徹底を図ることが重要である。

学校における防災管理は、学校長のリーダーシップの下、自然災害の発生を想定し、事故の原因となる学校環境の危険を速やかに除去したり、災害発生時や事後に適切な応急手当や安全措置がとれる体制を確立したりするなど、児童生徒等の安全を確保することをめざして行われるものである。

平常時からの児童生徒等一人ひとりの心身の状態の把握や個に応じた安全に関する指導、想定される被害等を踏まえた避難経路の確保並びに施設・設備等の安全点検及び改善措置を行うとともに、危険が予想される場合に教職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成し、災害発生時や事後の体制整備等について、研修等により教職員の共通理解の徹底を図ることが大切である。

3 災害安全に関する組織活動

防災教育及び防災管理を円滑に行い、その充実を図るために重要となるのが、災害安全に関する組織活動である。

校内の教職員の防災教育及び防災管理における役割を明らかにするとともに、平常時及び災害発生時の防災体制の確立を図る必要がある。

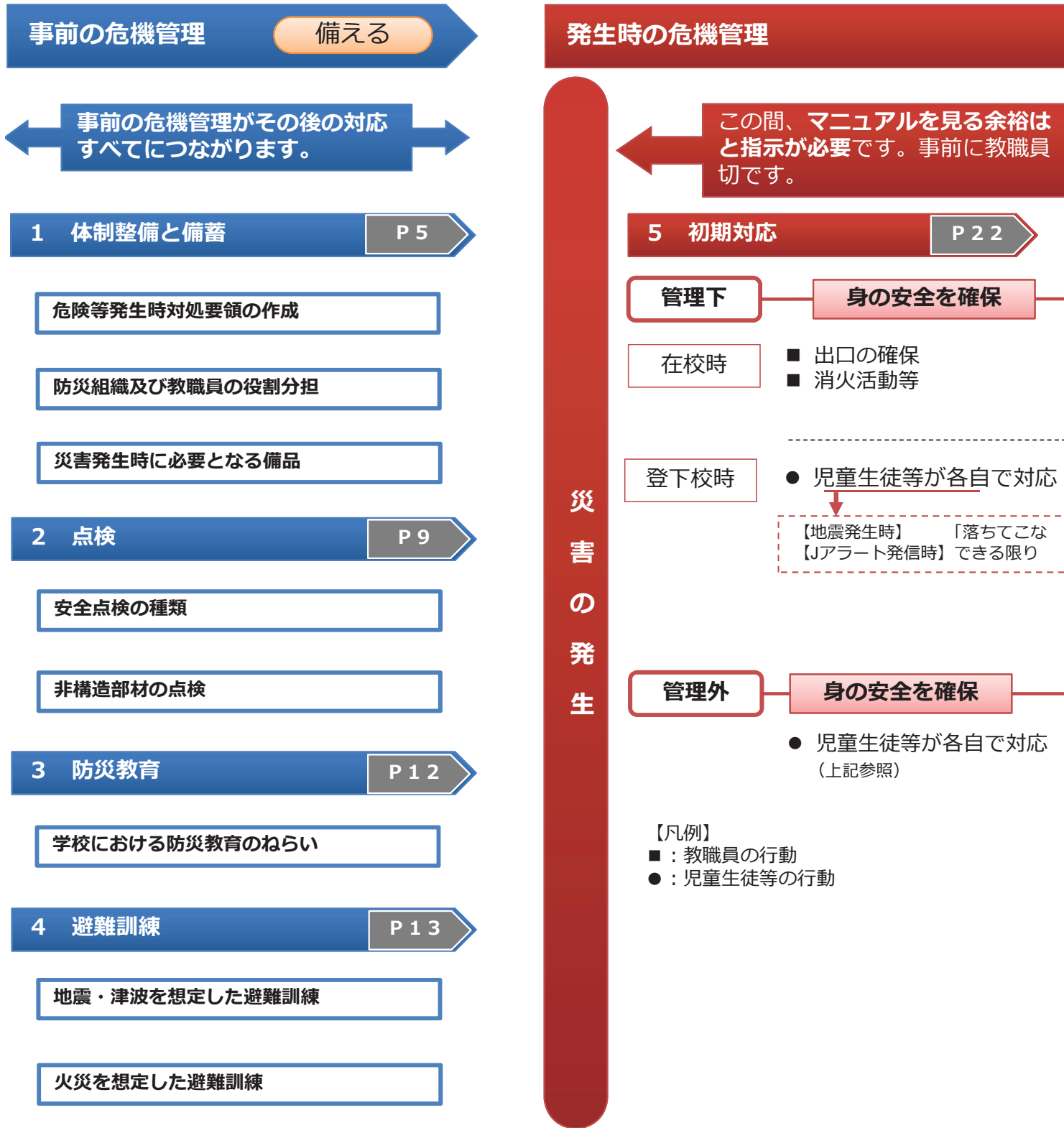
大きな災害の後には専門家と連動した心のケアにも配慮しなくてはならない。

また、すべての教職員の安全に関する意識や知識・技能を向上させるため、学校安全計画に校内研修等を位置付け、事前、発生時、事後の三段階の危機管理に対応した研修を行うことが必要である。

さらに、地域への学校の教育活動の理解や地域との情報交換など、日ごろから開かれた学校づくりに努め、保護者や地域住民、教育委員会や防災担当部局、消防署や自主防災組織など地域の関係機関・団体等との密接な連携を図り、計画的な防災教育や防災管理の充実に努めることが重要である。

2 学校における防災のフローチャート

第2章『学校防災における危機管理』の全体構成図



命を守る

事後の危機管理

立て直す

ありませんが、教職員の適切な判断がしっかりと理解しておくことが大

6 二次対応

P 31

状況把握

避難

- 学校建物の安全確認
- 学校所在地の安全確認
- 状況を適切に判断して安全な場所へ誘導する
- お・は・し・もの原則

- 学校、避難場所、家庭の最も近いところへ避難
- 学校近く及び校内の児童生徒等の保護

い・倒れてこない・移動してこない」場所に移動
頑丈な建物や地下（地下街や地下駅舎などの地下施設に避難

情報収集

避難・参集

- 情報通信活動開始
- 学校所在地の安全確認
- 交通経路の状況確認
- あらかじめ定められた勤務場所へ参集

【参集にあたっての留意事項】

- ① 自身、家族の安全を確保、安全な場所に避難する
- ② 被災した場合は、応急手当をする
- ③ 安全確認後、テレビ・ラジオ等で正確な情報を入手し、予め各所属で決めた方法により、安否情報、参集時期の目途を報告し、指定場所に参集する

災害対策本部の設置

できるだけ早期に学校教育の再開・復旧が行われるように努めます。

7 安否確認

P 33

ICTを利用した安否確認

その他の安否確認

8 下校・引き渡し・待機

P 35

児童生徒等の下校・引き渡し

待機する児童生徒等への配慮

学校から保護者への情報提供

児童生徒等の引き渡しマニュアル
引き渡し緊急連絡カード（例）

9 避難所協力

P 38

学校が避難所となる場合の運営方策

学校が避難所となる場合のプロセス(例)

10 教育活動の再開に向けた対応 (応急教育)

P 39

児童生徒等、教職員の被災状況把握と施設・設備等の確保

教育環境の整備

給食の再開

11 心のケア

P 40

対応方針の策定と校内体制の整備

家庭、地域社会との連携

関係機関との連携

心のケアに必要な児童生徒等への対応

児童生徒等への対応

P 43

防災計画

府立学校版業務継続計画（BCP）